

会 議 録

◇事務局－子ども家庭部子ども若者課

電話：03(4566)2471

附属機関又は 会議体の名称		第2期豊島区児童福祉審議会第2回本委員会
事務局（担当課）		子ども家庭部子ども若者課
開催日時		令和8年1月19日（月）午後6時30分～
開催場所		豊島区役所本庁舎5階 508～510 会議室
議 題		<p>1 開 会</p> <p>2 報告事項</p> <p>（1）各部会の開催状況について</p> <p>（2）豊島区被措置児童等の虐待対応の流れ及び部会所属委員の指名について</p> <p>（3）「豊島区社会的養育推進計画」及び「児童養護施設等の誘致」について</p> <p>（4）豊島区児童相談所の状況について</p> <p>（5）豊島区子ども家庭支援センターの状況について</p> <p>（6）意見表明等支援等の実施状況について</p> <p>（7）「としま子どもの権利相談室」の運営状況について</p> <p>（8）その他</p> <p>3 閉会</p>
公開の 可否	会 議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数 1名
	会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
出席者	委 員	猪岐委員、大竹委員、柏女委員、小平委員、小山委員、坂井委員、佐藤委員、 澤田委員、土田委員、馬場委員、藤井委員、榎屋委員、松尾委員、馬淵委員、 箕輪委員、三輪委員、武藤委員、山野委員、善本委員 （氏名の五十音順）
	関係理事者	子ども家庭部長、児童相談所長、子ども若者課長、子育て支援課長、児童相 談課長、子ども家庭支援センター所長、保育課長、保育支援担当課長
	事 務 局	子ども若者課管理・計画係長、子ども若者課職員

<p>会議資料</p>	<p>資料 1 児童福祉審議会 委員一覧</p> <p>資料 2 里親部会の開催状況について</p> <p>資料 3 権利擁護部会の開催状況について</p> <p>資料 4 児童虐待死亡事例等検証部会の開催状況について</p> <p>資料 5 保育部会の開催状況について</p> <p>資料 6 豊島区被措置児童等の虐待対応の流れ及び部会所属委員の指名について</p> <p>資料 7 「豊島区社会的養育推進計画」及び「児童養護施設等の誘致」について</p> <p>資料 8 豊島区児童相談所の状況について</p> <p>資料 9 子ども家庭支援センターの状況について</p> <p>資料 10 意見表明支援等の実施状況について</p> <p>資料 11 「としま子どもの権利相談室」の運営状況について</p> <p>参考資料 1 豊島区教育委員会児童等に対する性暴力等対策指針</p> <p>参考資料 2 豊島区児童福祉審議会条例</p> <p>参考資料 3 豊島区児童福祉審議会条例施行規則</p> <p>参考資料 4 豊島区児童福祉審議会部会設置要綱</p> <p>参考資料 5 豊島区児童福祉審議会区側出席者名簿</p>
-------------	--

審 議 経 過

1 開会

2 報告事項

(1) 各部会の開催状況について

委員長： 報告事項(1)について各部会の報告をお願いいたします。各部長から順番にご報告をいただきます。ご質問やご意見は、すべての部会報告を終えた後にまとめて行いたいと思います。

最初に、里親部会の報告をお願いいたします。

委員： 里親部会の開催状況についてご報告いたします。里親部会の所掌事項は、里親(養育家庭、専門養育家庭、親族里親、養子縁組里親)の認定の適否について諮問を受けて答申すること、里親の登録更新・継続が不相当と認められるもの及び適否の確認を要するものについて諮問を受けて答申すること、里親の登録の更新を行ったときに報告を受けること、でございます。

審議件数ですが、令和4年度は2回、5年度は4回、6年度は6回、今年度は3回の開催となりました。諮問件数が3家庭、適格と認定した家庭数が養育家庭3家庭と養子縁組里親1家庭の4家庭となりました。件数としては少し寂しい形となりましたが、部会では変わらず、活発な意見交換が行われ、その上で審議及び認定を行っております。

区の里親登録状況としては、養育家庭が26家庭あり、そのうち子どもが委託されている養育家庭は9家庭となっております。専門養育家庭は里親登録数が1でそのうち、児童が委託されている里親数は0、親族里親は登録数が0、養子縁組里親は10家庭が登録されており、そのうち2家庭に子どもが委託されている状況です。ご報告は以上です。

委員長： 続いて、権利擁護部会の報告をお願いいたします。

委員： 権利擁護部会の開催状況についてご報告いたします。権利擁護部会の所掌事項は、資料3の1に記載の通りです。令和7年度は、本日まで4回部会を開催いたしました。2月には第5回の部会を開催する予定です。毎月開催できるよう日程を確保しており、案件がなければ流会としております。

本日までの4回において、3件の諮問について審議を行い、1件の「被措置児童等の虐待の状況報告」を受けました。3件の諮問内容は、児童福祉法第28条の申し立ての適否に関するもの、親権停止の申し立ての適否に関するもの、そして児童相談所の支援方針の適否に関するものがそれぞれ1件です。いずれも「適当」との答申をいたしました。

このうち児童相談所の支援方針の適否に関する諮問については、児童から直接話を聞いた「意見表明等支援員」の方にも部会に出席していただき、お話を伺うことができました。また被措置児童等虐待の状況報告についても、調査にあたった権利擁護調査員と意見表明等支援員が部会に出席し、児童や関係者からの聞き取りを踏まえた報告と意見を聞かせていただきました。「虐待非該当」の結論でしたが、児童相談所からは、通告と調査を契機に支援の結果を振り返り、改善のための検討と対

応を行ったとの報告を受けております。

部会の審議においては、今年度も諮問に対して単に適否を答申するだけでなく、各委員がそれぞれの専門分野の視点から活発な質問や意見、助言等がなされました。申し立ての適否に留まらず、児童福祉審議会の意見を聞いてみようとして活用していただけた審議会であると思っております。

委員長： 新しいシステムに基づいた取組が始まっていることが分かりました。続いて、児童虐待死亡事例等検証部会についてお願いいたします。

委員： 資料4に示されている通り、項番の1として、部会の所掌事項の一つは虐待を受けた児童が重大な被害を受けた事例の分析とともに調査研究・検証を行うことと、もう一つは、児童福祉施設等において重大事故等が発生した場合の発生要因の分析や、必要な再発防止策を検討することの二つとなっております。

これを踏まえ、項番2の死亡事例等の発生状況ですが、重大な児童虐待の事例が1件、児童福祉施設等における重大事故については0件となっております。

項番3では、開催状況にある通り、この1件の重大事案である「出産直後の乳児死亡事案」に対し、再発防止策の提言について取り組んでおります。この事案につきましては「墜落分娩」でしたが、区においても、これまで関わりがなかった事例であることを受けて、再発防止を含めた提言を行うべく検証の対象とし、取り組んでいくこととなりました。

検証の視点としては、事案の経過、公判内容及び報道等からの情報収集といったことや、過去の他自治体の事例の情報収集を行っていくこととしています。さらに、豊島区の支援の現状と課題、今後の取り組みについて整理・検討していくこととなっております。

まず、区内の女性支援団体の状況を確認するため、ヒアリングを実施する予定で、現在どの団体を対象とするのかを検討している段階です。

また、会議体の中で「豊島区には妊産婦向けの様々なサービスがあるが、それが必要な人に分かりやすいものになっていくか」という意見や、「もっと分かりやすい形での情報発信や広報活動を行っていくべきではないか」という意見もありましたので、そのような内容を含めて、今後検証を進めていきたいと考えております。以上でございます。

委員長： 死亡事例につきましては残念な事案ではありましたが、年度をまたぐかもしれませんが、しっかりと検証を続けていきたいと思っております。続きまして、保育部会の報告をお願いいたします。

委員： 資料5に基づきまして、保育部会の開催状況をご報告いたします。部会の所掌事項につきましては記載の通りです。これに基づき、令和7年度は本日までに1回開催しております。また、第2回の部会を2月10日に開催する予定です。

次に、審議状況についてご報告をいたします。まず、家庭的保育事業等の認可に関する事項です。今年度は、小規模保育事業A型の設置に係る計画承認について1件の諮問を受け、調査審議をいたしました。こちらの申請内容等につきましては「適」との答申をさせていただいております。なお、2月の部会では、第1回部会で調査審議いたしました「家庭的保育事業等設置認可」および「乳児等通園支援事業」に係る調査審議を行う予定です。

次に、保育所等に関する事業停止命令等に関する事項についての審議状況ですが、こちらについては諮問および答申はございませんでした。その他、区より報告いた

だいた事項は資料に記載の通りです。以上で保育部会の報告を終わります。

2 報告事項

(2) 豊島区被虐待児童等の対応の流れ及び部会所属委員の指名について

委員長： 次の報告事項(2)に移ります。「豊島区被措置児童等虐待対応の流れ」および「部会所属委員の指名」についてです。新しい仕組みでの取組が開始されており、部会メンバーの指名等に係る内容もありますので、よろしく願いいたします。

事務局： 資料6について説明

委員長： ご説明のありました通り、昨年10月から保育関係や学童関係、在宅サービス等においても、被措置児童等虐待の通告義務が発生しております。私も現在、保育や学童関係で被措置児童等虐待のマニュアルに基づいた研修等を行っております。豊島区では、本件に係る検証・調査をしようとする、現在の権利擁護部会には保育の専門家がいらっしゃいません。そのため、通告があった際の調査等には、保育部会の委員の方々に一部会委員として加わっていただき、ご検討いただくのが望ましいということで、今回のご指名となりました。何かご質問やご意見はございますか。

委員： 保育分野で10月から通告義務が制度化されたことについて、施行からまだ3、4ヶ月ほどしか経っておりませんが、これまでに対象となるような事例はあったのでしょうか。また、現場の保育所等への周知はどのように行われているのかをお聞きしたいと思いました。

保育課長： この3ヶ月間で、対象となる虐待の通報は現在のところございません。周知につきましては、区立保育園の園長会や私立保育園の園長会などの場において、法律改正の内容を周知を行ったところでございます。

委員： ありがとうございます。

委員長： あってはならないことですが、今後多数の事案が上がってくることもあるかと思えます。そのような場合にも、しっかりと対応していくことが重要です。次の報告に移ります。

2 報告事項

(3) 「豊島区社会的養育推進計画」及び「児童養護施設等の誘致」について

委員長： 前年度に諮問を受け「豊島区社会的養育推進計画」および「児童養護施設等の誘致」についての方向性に答申をさせていただき作成されたものですが、その後の進捗管理のご報告を事務局から願います。

子育て支援課 資料7について説明

長：

委員長： 社会的養育推進計画と小規模多機能型の民設民営の多機能型児童養護施設の誘致について、着実に進んでいる状況のご報告をいただきました。何かご質問やご意見はございますか。

委員： 児童養護施設等の誘致に関して、意見を述べさせていただきます。
現在、私のところでも児童養護施設や乳児院、自立援助施設など多角的な事業を展

開し、多機能的な取り組みも行っておりますが、東京都全体で見ると、非常にケアニーズの高い子どもたちが増えており、どの児童養護施設も逼迫している印象です。一時保護や社会的養護のニーズは増えているのですが、実際、施設では入所依頼を断らざるを得ない状況もございます。一方で、全体的な入所率は下がっているという現実もあり、それだけ現場は疲弊し苦戦している状況があります。

今回、現場の意見をしっかり聞いていただいているとのことですが、これはぜひ継続していただきたいです。「あるべき姿」だけで作ってしまうと、現場が対応できず、現実との乖離が生じる可能性があります。設置後、非常に多くの問題が出てくる可能性があります。ケアニーズの高い子どもたちを受け入れる場所となりますので、それにしっかりと対応できる施設づくりが必要です。検討会議につきましても、区の職員だけで構成するのではなく、現場の職員や事業者・児童養護施設長等の意見を十分に聴き、反映させながら検討をさらに進めていただきたいです。

子育て支援課長： 貴重なご意見ありがとうございます。おっしゃる通りだと感じております。区が誘致しても、運営は「民設民営」を想定しておりますので、どのような形が望ましいのか、基準等だけでなくスタッフの配置や設備面での工夫など、現場の御意見を伺うことは不可欠です。

全体としては里親委託を進める方向ではありますが、保護されるお子さんたちは様々な発達課題や心の傷を抱えている場合も多いと感じています。関連施設や法人の皆様からどのような形で意見を伺うべきか、区としても来年度に向けて検討課題とさせていただきます。

2 報告事項

- (4) 豊島区児童相談所の状況について
- (5) 豊島区子ども家庭支援センターの状況について
- (6) 意見表明支援等の実施状況について
- (7) 「としま子どもの権利相談室」の運営状況について

委員長： 次は、報告事項(4)豊島区児童相談所の状況について、(5)豊島区子ども家庭支援センターの状況について、(6)意見表明支援等の実施状況(7)「としま子どもの権利相談室」の運営状況についても含めてご報告をいただき、後ほどご意見をいただきたいと思っております。

児童相談課長： 資料8について説明

子ども家庭支援センター所長： 資料9について説明

子育て支援課長： 資料10について説明

子ども若者課長： 資料11について説明

委員長： 複数のご報告をまとめていただきましたが、皆様からご意見やご質問等はございますか。

委員： 資料8の4ページ、「4.児童福祉施設等の在籍状況」について、「障がい児施設」というのが抜けていると思いますが、これは何か理由があるのでしょうか。

児童相談課長： 資料に不足があり、改めてご報告させていただきます。

- 委員長： 国の統計等でも、障害児入所施設に入っている契約の入所と措置入所の区分けが難しく、数字の整合等難しい面があるかと思えます。分かり次第お知らせください。
- 委員： 数字の確認ですが、令和5年度の里親に委託されている子どもの数について、資料7-6ですと28名いらっしゃるとありますが、児童相談所の状況についての資料8の4ページでは令和6年度の委託中の里親家庭児童数は12名とあります。令和6年度から7年度の委託されている児童数はあまり変わらず、令和5年度から6年度で減少していると思われま。委託児童数が減っている理由について教えてくださいませんか。
- 併せて、児童相談所の状況についての資料8の3ページの3.(1)の里親・ファミリーホームへの一時保護委託の件数が30とありますが、こちらの数字との関係性についても教えてくださいませんか。
- 児童相談課長： 確認いたしましたして改めてお答えいたします。
- 委員長： 里親部会に深く関わることでありますので、整理して回答をお願いいたします。他にございますか。
- 委員： 「資料9 子ども家庭支援センターの状況について」の資料のうち、3ページの「⑦その他の相談児童の年齢」の「胎児」について、28人・22%の中には特定妊婦が含まれると思えます。ご存じのとおり、東京都では児童福祉審議会の答申を踏まえて、特定妊婦の扱いについて児童相談所と子ども家庭支援センターの取扱いを再検討しており、6月には新しい体制が整備されるとのことですが、同じ区の中に児童相談所と子ども家庭支援センターがある豊島区の場合は、その扱いについて役割分担はどのようになさっているのか教えてください。
- 子ども家庭支援センター所長： 児童相談所は、特定妊婦の場合は虐待ではなくて要保護相談として対応し、出産までは子ども家庭支援センターが特定妊婦の対応とさせていただきます。出産後、虐待があった場合は児童相談所に虐待通告をしますが、養育困難の場合は、子ども家庭支援センターが受理して対応します。特定妊婦の支援は、こども家庭センター機能が設置され、保健所とも情報共有し、母子保健部門と連携しながら対応している状況です。
- 以上、生まれる前は子ども家庭支援センター、生まれてからは、主訴によって児童相談所と子ども家庭支援センターのどちらかが対応しています。
- 委員： 分かりました。出産前後時期に、どちらが管理するかを事前に相談されているということですね。
- 子ども家庭支援センター所長： 事前に情報提供を児童相談所にしていて、三機関連携会議のなかで毎月進行管理をし、要保護相談なのか虐待なのかで、どのように役割分担をするか協議しています。
- 委員： 「資料8 児童相談所の状況について」二点お伺いしたいです。一つは、施設入所に保護者が同意しない場合の「28条申し立て」の件数は、権利擁護部会の資料3をみると、令和6年度3件で、令和7年度1件であり、「親権停止」は令和6年度0件、令和7年度1件とありますが、数は合っているのかということ。また、一時保護の2か月超えの「33条の申し立て」というのは、特に諮問はされていないのかと思えますが、令和6年度と令和7年度の実績人数を教えてください。
- もう一つは、どこの児童養護施設等も需要の増大により逼迫している状況であり、一時保護所においても、その後の行き先が見つかりづらいという話をよく聞きますが、豊島区の現状はどうでしょうか。

児童相談課長： 「28条申し立て」の件数は合っております。一時保護所の状況ですが、令和5年度は定数を超えることも多くございましたが、昨年度と現在は定数以内で推移しております。2ヶ月を超える一時保護の件数などは、後ほど報告いたします。

委員： 「資料8 児童相談所の状況について」の3ページ「3. (2)一時保護解除後の状況」について、一時保護解除後は約7割が帰宅しているとのことですが、この子どもたちに対して、区ではその後どのような対応をされているのでしょうか。例えば、区で在宅指導を措置する、あるいは、サポートプランを作成して継続的な支援につなげていく、要対協の台帳により進行管理し、支援計画をたてて継続してモニタリングをしていく等、再一時保護や措置とならないよう、どのような対応をとられているのかについて状況をお伺いしたいです。

児童相談所長： 一時保護解除後の在宅のサポートについては、必ず「継続指導」や「児童福祉司指導」の形で引き続き、子どもとご家族に関与しています。「児童福祉司指導」は行政処分にあたりますが、この間、「児童福祉司指導」について保護者からの不服申し立て等はありませんでした。「児童福祉司指導」は最低6ヶ月、「継続指導」は3ヶ月の形です。児童相談所では子ども家庭支援センターや、その他子育てサービス等がございますので、そういったサービスのコーディネートをしながらか在宅で子どもと親御さんを指導する状況でございます。具体的な指導内容には、短期、長期含めまして担当の児童心理司とも連携を取りながら計画的に指導している状況でございます。

委員： 子ども家庭センターがどのように関与しているか、要対協がどのように関わっているかも教えてください。

子ども家庭支援センター所長： 児童相談所から継続指導後、子ども家庭支援センターが在宅支援をしています。その中で、子ども家庭センターでサポートプランを作成しているケースにつきましては、集中的かつ予防的に取り組んでおりまして、東京都の子育て応援パートナー事業を使い、妊娠中から支援者のいない方、また25歳以下の初産となる方に全件面接しており、その中で必要な方にサポートプランを策定しております。昨年度から取り組んでおり、令和7年9月までの5か月間で1,119件面接したうち、子育て応援パートナー事業として経過を見ているご家庭が77件、サポートプランをお渡ししたケースが55件でした。虐待事案についても、今後さらにサポートプランの活用を広げていく予定です。

委員： 支援計画はサポートプランとは別に立てることになっていると思いますが支援計画を改めて立て直すというようなことがありますか。

子ども家庭支援センター所長： 3か月程度で見なおしを図っております。

委員長： ありがとうございます。最後に、参考資料1について事務局から簡単に補足をお願いします。

事務局： 参考資料1について説明

委員長： こちらは、教育分野で策定されたものになりますが、学童クラブ等についても記載があり、福祉の分野とも深く関わる内容ですのでご紹介をさせていただきました。皆様もお目通しください。

本日の報告事項は以上となります。

委員の皆様、本日は円滑な進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。

今後も各部会での活動が続いてまいりますので、引き続きお力添えをお願いいたし

ます。

事務局から事務連絡はありますか。

子ども若者課 長： 今回の議事に対するご意見等がある場合には、1月30日（金）までに事務局にメールにてお送りくださいますようお願いいたします。

また、本日の会議録は、調整ができ次第、委員の皆様にもメール等でお送りいたしますので内容のご確認をお願いいたします。

事務連絡は以上です。

委員長： 以上をもちまして、第2期豊島区児童福祉審議会第2回本委員会を終了いたします。ありがとうございました。

（終了）